

3 申請書の作成方法

3.1 申請書の様式

- (1) 申請書の様式は GI 法施行規則等に基づき規定されていますので、この様式に従って申請書を作成してください。定められた様式に従わない申請書については、申請が却下される場合がありますので、注意してください。申請書の様式については、下記の農林水産省のウェブサイトからダウンロードすることができます。

農林水産省 地理的表示保護制度のウェブサイト【登録申請手続】

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/process/index.html



- (2) 申請書の用紙は添付資料も含め A 4 サイズとし、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用いて、片面に印刷してください（両面印刷はしないでください）。余白は、少なくとも用紙の上下左右各 2 センチメートルとるようにしてください。
- (3) 申請書は日本語で作成してください。ただし、生産者団体の名称及び住所、代表者（法人でない生産者団体にあつては、その代表者又は管理人）の氏名並びに申請農林水産物等の名称については、外国語を用いて記載することができます。なお、外国語を用いて記載した場合には、その読み方等を確認する必要があります。

3.2 申請書の記載項目

申請書に記載すべき項目は以下のとおりです。項目ごとに記載方法を説明します。

別記様式第一号（第六条関係） 特定農林水産物等の登録の申請 農林水産大臣 殿 年 月 日 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。 1 申請者 2 農林水産物等が属する区分 3 農林水産物等の名称 4 農林水産物等の生産地 5 農林水産物等の特性 6 農林水産物等の生産の方法 7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由 8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績 9 法第13条第1項第4号□該当の有無等 10 連絡先 〔添付書類の目録〕

申請書の記載方法について、項目ごとに記載例を交えて解説します。

なお、様式中にある“（説明）”、“（注・・・）”については、申請書作成者への注意点を示すための注記なので、提出時は削除してください。

【申請書に記載する日付】

別記様式第一号（第六条関係）	
特定農林水産物等の登録の申請	
農林水産大臣 殿	申請書を提出する年月日を 記入する。 年 月 日

★記載ルール

申請書の年月日の欄には、申請書を農林水産大臣に提出する年月日を記入します。

なお、申請にあたっては、受付窓口である農林水産省食料産業局知的財産課に到着した日が申請日となりますので、必ずしも申請書に記入された提出日が「申請日」となるわけではありません（2.1(2)申請書類の提出方法参照）。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者）

☐ 申請者（1 に記載） ☐ 代理人（以下に記載）

住所又は居所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）： 印

法人の場合には代表者氏名：

電話番号：

1 申請者

(1) 単独申請又は共同申請の別

☐ 単独申請 ☐ 共同申請

(2) 名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名

住所（フリガナ）：（〒〇〇〇－〇〇〇〇）

名称（フリガナ）： 印

代表者（管理人）の氏名：

ウェブサイトのアドレス：

(3) 申請者の法形式：

★ 記載ルール

1つの申請団体による単独申請と複数の団体による共同申請では、記載方法が異なります。

〈記載例：単独申請の場合〉

(1) 単独申請又は共同申請の別

☒ 単独申請 ☐ 共同申請

(2) 名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名

住所（フリガナ）：（〒〇〇〇－〇〇〇〇）トウキョウト チ ヨ ダ ク カスミガセキ 東京都 千代田区 霞が関 〇丁目〇番〇号

名称（フリガナ）：マルマルノウギョウキョウドウクミアイ 〇〇農業 協同 組合 印

代表者（管理人）の氏名： 組合長 〇〇 〇〇

ウェブサイトのアドレス：<http://www.xxxxxxx/>

代表者の役職名を記載する。

申請者の設立根拠となる法律名
がわかるように記載する。

(3) 申請者の法形式：農業協同組合法に基づき設立された農業協同組合

〈記載例：共同申請の場合〉

(1) 単独申請又は共同申請の別

☐ 単独申請 ☒ 共同申請

(2) 名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名

(申請者①)

住所（フリガナ）：（〒〇〇〇－〇〇〇〇）^{トウキョウト チ ヨ ダ ク カスミガセキ} 東京都 千代田区 霞が関 〇丁目〇番

名称（フリガナ）：^{マルマルノウギョウキョウドウクミアイ} 〇〇農業 協同 組合 印

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 〇〇 〇〇

ウェブサイトのアドレス：<http://www.xxxxxxx/>

(申請者②)

住所（フリガナ）：（〒〇〇〇－△△△△）^{トウキョウト チ ヨ ダ ク カスミガセキ} 東京都 千代田区 霞が関 △丁目△番△号

名称（フリガナ）：^{サンカクサンカク セイサンシンギョウキョウギカイ} △ △ 生産 振興 協議会 印

代表者（管理人）の氏名：会長 △△ △△

ウェブサイトのアドレス：http://www.*****/

(3) 申請者の法形式：

(申請者①) 農業協同組合法に基づき設立された農業協同組合

(申請者②) 法人でない団体

☆ 解説：申請者の要件について

GI 法では、申請者自身が、GI 産品の品質その他の特性を維持し、名称と GI マークを適切に表示することとなっており、申請者は以下の要件を満たす必要があります。

（１）生産業者を構成員とする団体であること〔GI 法第 2 条第 5 項〕

申請者は生産業者個人や個社ではなく、生産業者を構成員とする団体であることが求められます。生産業者を直接の構成員とする団体に加え、生産者団体を構成員とする団体（生産業者を間接の構成員とする団体）も認められます。生産業者を構成員とする団体であれば、法人格の有無は問いません。

なお、生産業者とは、GI 法上、「生産を業として行う者」と定義されており（GI 法第 2 条第 4 項）、産品が“出荷”されるまでの一連の行為のうち、生産（産品の特性を付与・維持するために行われる行為）を業として行う個人・法人で、農家、漁業者、農産加工業者、水産加工業者、食品製造業者等が該当します。構成員となる生産業者が一者のみであっても生産者団体になり得ますが、生産業者自身が申請する場合や生産業者を構成員としない団体は、生産者団体になり得ませんので注意してください。

なお、外国の法人も生産者団体になり得ますが、GI 法第 21 条各号に掲げる場合に該当する場合には、農林水産大臣が当該団体に明細書又は生産行程管理業務規程の変更その他の必要な措置をとるべき旨の請求をしたときは、これに応じることを誓約する書類の提出が求められます（GI 法施行規則第 1 条第 2 号及び同規則第 7 条第 3 号）。

生産者団体として適当な場合

※生産者団体の構成員には、直接的な構成員に限らず、間接的な構成員も含む。

（例 ○○県農協連合会（生産者団体）－農協－農家）

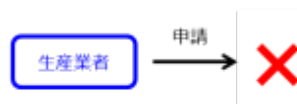


※生産業者以外の者が生産者団体の構成員となっても良い。



生産者団体として不適当な場合

※ 生産業者自身が申請する場合



※ 団体であっても、生産業者が構成員ではない場合



(2) 加入の自由が定められていること【GI 法第 2 条第 5 項及び G I 法施行規則第 1 条第 1 号】

GI 登録された製品の名称は、登録された生産者団体が排他独占的に使用できるものではなく、地域共有の財産となります。このため、生産者団体は、定款その他の基本約款において、生産地域内の生産業者が当該団体への加入を希望する場合に「正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。」旨の定めがあることが必要になります。これを「加入の自由」といいます。

農業協同組合や漁業協同組合など、設立根拠法により、加入の自由が義務付けられている場合もありますが、特に法人でない団体にあっては、組織規約等の基本約款において「加入の自由」の定めを設けておく必要があります。

次の場合は正当な理由があると考えられます。

- ① 当該団体の設立根拠法において、構成員の除名事由が定められている場合において、加入しようとする者が除名事由に該当する行為を現にしているか、若しくはすることが客観的に明らかであるとき又は除名された者が、除名事由を解消することなく、除名後直ちに加入しようとするとき
- ② 加入しようとする者が当該団体の業務を不当に妨害していた場合
- ③ 当該団体の総会日の相当の期間前から総会が終了するまでの間に加入しようとする場合
- ④ 特定農林水産物等の特性を付与又は保持するために必要十分と認められる範囲内で生産者団体の加入資格に制限を設ける場合

次の場合は正当な理由がないと考えられます。

- ① 不当に多額の加入手数料を支払わせる場合
- ② 単に事業能力の有無、身分関係、性別等を考慮する場合
- ③ 団体が提供する役務等の専属利用契約を締結させる場合
- ④ 法律又は定款に定める出資義務を超える口数の出資を引き受けさせる場合
- ⑤ 特定農林水産物等の特性を付与又は保持するために必要十分な範囲を超えて生産者団体の加入資格に制限を設ける場合（例：特性を付与又は維持するのとは無関係な特定の資格・施設設備等を有している者であることを加入資格としている場合）

(3) 欠格事由に該当しないこと [GI 法第 13 条第 1 項]

生産者団体自身が、GI 法の規定による取消処分を受けた後 2 年を経過していない等、欠格事由に該当しないことを明らかにする申告書の提出が求められます。欠格事由に該当する場合は、GI 登録は拒否されます。

[GI 法第 13 条第 1 項]

農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録を拒否しなければならない。

生産者団体について次のいずれかに該当するとき。

イ 第二十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しないとき。

ロ その役員（法人でない生産者団体の代表者又は管理人を含む。（2）において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるとき。

（1）この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

（2）第二十二条第一項の規定により登録を取り消された生産者団体において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者であって、その取消しの日から二年を経過しない者

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第3類 果実類

区分に属する農林水産物等：りんご

★ 記載ルール

- (1) GI 産品の名称の使用規制は、区分告示に示されている産品の区分に属する農林水産物等及び、それらを原料・材料として加工・製造された農林水産物等の範囲にしか及びません。例えば、「○○りんご」を「第3類 果実類」の区分で申請し GI 登録された場合、「○○りんご」という名称の使用が制限されるのは、表の下欄に記載のある品目と、下欄の品目を原料・材料として加工・製造された農林水産物等になります（ただし、真正の「○○りんご」を原料・材料として加工・製造された農林水産物等を除く）。申請産品がどの区分に属するのかを、産品の形態とともにしっかりと確認してください。

(区分告示から抜粋)

第三類 果実類	
一 かんきつ類 うんしゅうみかん、中晩かん、グレープフルーツ、オレンジ、ゆず、その他かんきつ類	二 仁果類 りんご 、なし、かき、びわ、その他仁果類
三 核果類 もも、すもも、おうとう、うめ、その他核果類	四 しょう果類 ぶどう、いちじく、すぐり類、その他しょう果類
五 堅果類 くり、くるみ、ぎんなん、アーモンド、その他堅果類	六 熱帯性及び亜熱帯性果実 パイナップル、バナナ、マンゴー、アボカド、その他熱帯性及び亜熱帯性果実
七 第一号から前号までに掲げるもの以外の果実 キウイフルーツ、その他第一号から前号までに掲げるもの以外の果実	

- (2) なお、申請する農林水産物等の具体的名称が「区分に属する農林水産物等」の欄に記載されていない場合は、当該欄に規定された「その他〇〇類（申請産品が該当する農林水産物等の名称）」又は「第1号から前号に掲げるもの以外の〇〇（申請産品が該当する農林水産物等の名称）」のように記載します。

<記載例>

区分名：第3類 果実類

区分に属する農林水産物等：その他かんきつ類（辺塚だいたい）

- (3) 1つの農林水産物等の区分につき1つの申請である必要がありますが、①同一の名称であって、②一貫した特性を有していることから需要者において一体の農林水産物等として認知されており、かつ、③区分ごとの申請が同一の申請者により行われる場合には、複数区分での申請が可能です（区分毎の申請が同一の申請者により行われる場合に限る。）（Q&A（2）申請区分参照）。

<記載例>

- (1) 区分名：第2類 野菜類

区分に属する農林水産物等：アスパラガス

- (2) 区分名：第17類 野菜加工品類

区分に属する農林水産物等：アスパラガス缶及び瓶詰

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{マルマル}○○りんご

フリガナを漢字の上部に振りづらい場合、「○○りんご（マルマルリンゴ）」のように記載することもできます。一つの表記について、複数の読み方が存在し、いずれも使用されている場合は、全てのフリガナを記載します。（「○○」、「○☆」は地名等）

名称（フリガナ）：○○柿（マルマルカキ、マルマルガキ）

○☆みかん（マルホシミカン、マルボシミカン）

★ 記載ルール

- （１） 申請名称を、ひらがな・カタカナ・漢字（当該名称を表すものとして一般的に使用されているものに限る）・ローマ字に変更したものは、社会通念上、申請名称と同一と認められますので、それらの名称を併せて申請する必要はありません。ローマ字変換は訓令式・ヘボン式いずれかに従ったものであれば、社会通念上同一であると認められます（下記の記載例において、「○○リンゴ」、「○○林檎」、「Marumaru Ringo」は記載する必要がありません。）。

ただし、国外への輸出時に使用するためのローマ字又は外国語を用いた翻訳名称がある場合は、記載する必要があります（「Marumaru Apple」は記載する必要があります。）。

〈記載例〉

名称（フリガナ）：^{マルマル}○○りんご、Marumaru Apple

- （２） 同一の農林水産物等を指称する名称として需要者に認知されている名称が複数ある場合（単に使用実績があるというだけでは足りず、需要者に認知されていると認められる程度の実績が必要です。）。

〈記載例〉

名称（フリガナ）：^{マルマルギユウ}○○牛、^{マルマル}○○ビーフ

☆ 解説：産品の名称について

地理的表示（＝産品の名称の表示）について、その定義を改めて確認します。

定義：地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる名称の表示をいう。

地理的表示の定義に基づき、名称に係る登録要件として以下のものが考えられます。

（GI 法第 2 条第 3 項カッコ書き及び第 13 条第 1 項第 4 号）

（１）名称から申請産品が特定できること

GI 産品として登録されるためには、産品の名称から、生産地及び当該生産地と結び付いた産品の特性を特定できること、つまり、名称から申請産品であることが特定できることが要件となります。

まず、産品の生産地について、「夕張メロン」や「前沢牛」のように地名を含む名称が一般的ですが、長野県木曽地方の伝統的な漬物である「すんき」のように、全国でも当該地域でしか生産されていない産品であれば、産品の名称に地名を含んでいなくても、名称から生産地を特定することができます¹¹。

なお、名称で明示されている地域と登録された生産地が一致する必要はありませんが、おおよその生産地の範囲を特定できる必要があります（例：神戸ビーフ（生産地：兵庫県））。

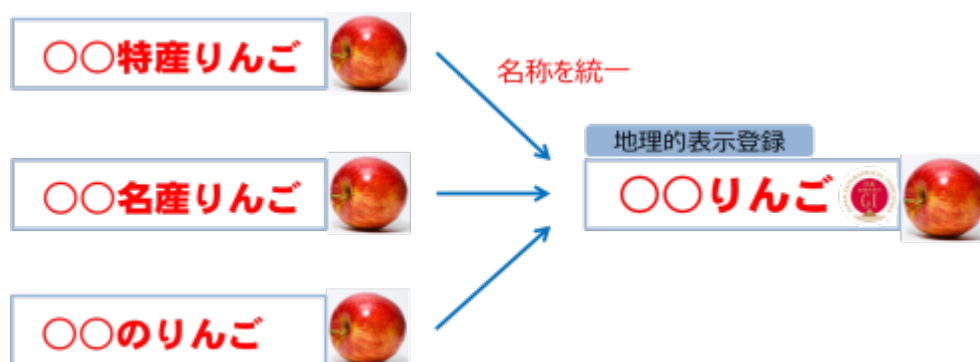
名称から申請産品が特定できない場合として、具体的には以下のケースが考えられます。

ア 申請団体に属する生産業者が類似名称等を使用している場合

① 特性を満たす産品を類似名称で販売している場合

例えば、申請団体に属する生産業者自らが、申請名称である「〇〇りんご」（〇〇は地名）の他に、「〇〇特選りんご」、「〇〇名産りんご」、「〇〇のりんご」など、複数の類似名称を使用している場合、需要者は、どの名称のりんごが申請産品なのかを特定することができません。このため、GI 制度への申請にあたっては、可能な限り、名称を統一する必要があります。

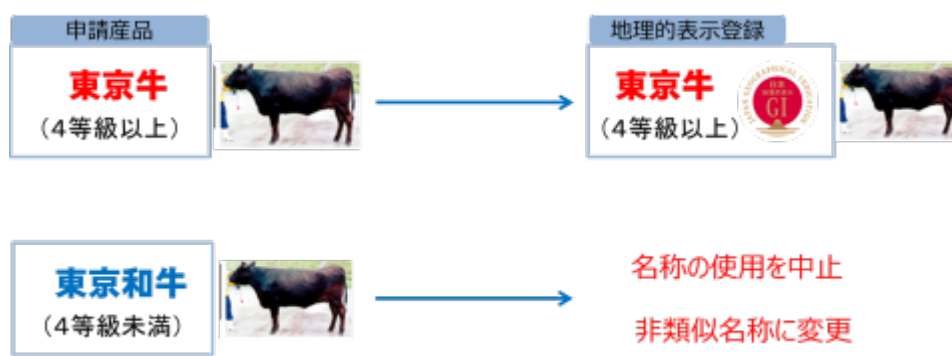
¹¹ 地名を含まない名称である場合、もしくは、地名を含んでいたとしても周知性のある地名でない場合などは、需要者が名称から生産地を特定できることを説明する必要があります（販売実績（量、範囲等）や報道実績など。必要に応じて、名称の由来についても併せて説明してください。）。



② 特性を満たさない産品を同一又は類似の名称で販売している場合

例えば、肉質等級 4 等級以上の和牛を「東京牛」という名称で申請した場合を考えてみましょう。

GI 申請産品である「東京牛」を販売すると同時に、4 等級未満の和牛を「東京和牛」という名称で販売している場合、申請産品と類似した名称の産品が市場に存在することになり、需要者から見て、申請産品と類似産品の識別が難しいため、「東京牛」は GI 登録できません。なお、このような類似名称の産品が存在する場合であっても、申請産品（東京牛）に概ね 25 年の生産実績があり、当該類似名称（東京和牛）の使用をやめることができれば、GI 登録が可能です。



実際に申請段階で問題になった事例としては、明細書に記載された品質基準を満たしていない産品を、GI 申請産品と同一名称で出荷・販売していたということがあります。この場合、申請名称から申請産品の特性（品質）を特定することができないため、登録が拒否されます。

さらには、生産者団体の構成員である一部の生産業者が、産品の明細書の基準を満たすものを GI 産品として出荷するとしつつ、別途、当該名称を含む図形商標を登録し、基準を満たさないものには当該商標を付して出荷することを企てた悪質な事例もあります。この場合、生産者団体として定めたルールである生産行程管理業務規程に団体の構成員である生産業者が従わないこととなるため、生産業者を除名する等の対応を行わない限り登録は認められないこととなります。

なお、登録後に、生産者団体の構成員である生産業者が明細書の基準を満たさないものに同一又は類似の名称を使用した場合、生産者団体自らが遵守すべき「生産行程管理業務規程」に違反していることから、措置命令の対象となり、従わない場合は、登録の取消の対象となります。

イ 申請団体に属さない生産業者が類似名称等を使用している場合

申請団体に属さない生産業者が同一又は類似名称を使用している場合、例外的に使用が許容される場合がありますが、その生産量や販売範囲等によっては、需要者が製品の名称から申請団体が生産する産品を判別することが困難であり、結果として名称から申請産品を特定できない状況だと判断され、申請産品の登録が認められない可能性があります。

ウ 申請団体の生産地以外の地域で同一又は類似名称の産品が販売されている場合

申請団体の生産地以外の地域で同一又は類似名称の産品が生産・販売されている場合についても、需要者が製品の名称から、申請団体の生産地で生産されたものであること及び申請団体が生産した産品であることを判別することが困難であり、名称から申請産品を特定できないと判断される可能性があります。

エ 名称の使用実績がない場合

申請名称は、申請産品の名称として使用されてきたことが求められます。申請のために考案された新名称など、使用実績がない名称は、たとえ産地が特定できたとしても、地域との結び付きができておらず、需要者がその名称から産品の特性を特定できないため、登録できません。ただし、後述の「確立した特性」の要件と異なり、名称については概ね 25 年の使用実績は求められていません（実際に当該名称を付して流通・販売等されていることを裏付ける資料（写真等）の提出は必要です）。

（２）同一名称又は類似名称を有する産品が GI 登録されていないこと

申請産品と同一名称又は類似名称を有する産品が既に GI 登録されている場合は、申請産品を登録することができません。ただし、申請産品の特性が、先に登録された産品の特性と明らかに異なり、商取引上も明確に区分されるなどの客観的な事実があり、需要者等が両者を区別することが可能であれば、審査要領別添 3 名称審査基準第 2 の 2 の要件に従い、登録できる場合もあります。

<審査要領別添 3 名称審査基準第 2>

2 既に登録を受けている特定農林水産物等の名称と同一の名称の取扱い

申請農林水産物等の名称が既に登録を受けている特定農林水産物等の名称と同一の名称の場合、当該申請農林水産物等の名称が、当該申請農林水産物等について法第 2 条第 2 項各号に掲げる事項を特定できる名称であれば、登録できるものとする。

ただし、この場合においては、当該申請農林水産物等の名称の使用実績を裏付ける資料等を参考にして、慎重に判断を行わなければならない。

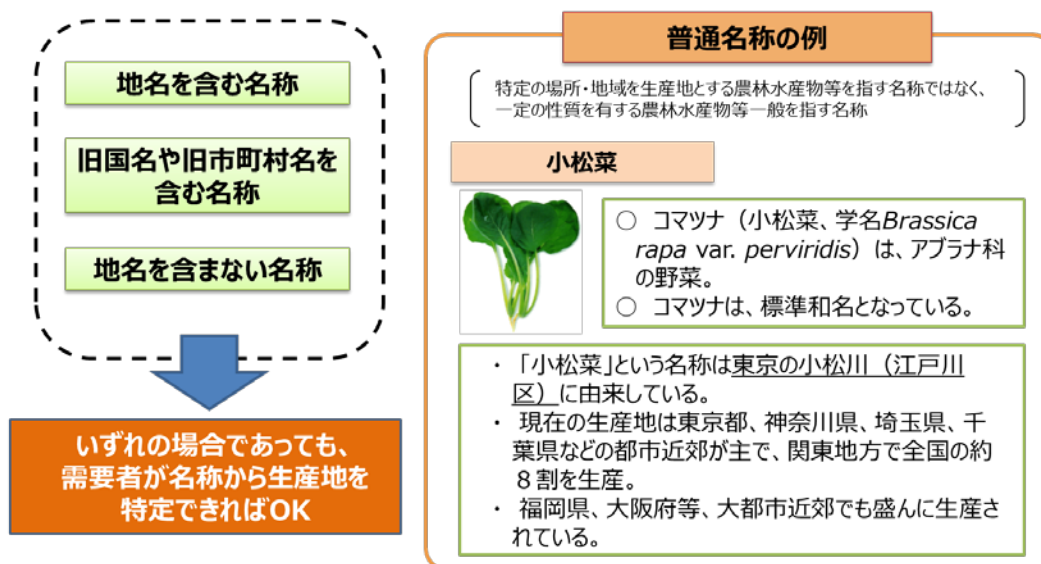
<GI 法第 2 条第 2 項>

2 この法律において「特定農林水産物等」とは、次の各号のいずれにも該当する農林水産物等をいう。

- 一 特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること。
- 二 品質、社会的評価その他の確立した特性が前号の生産地に主として帰せられるものであること。

（３）普通名称でないこと

申請製品の名称が普通名称である場合は登録することができません。具体的には、過去に特定の地域で使われていても、広範に生産されるようになり、特定の地域との結び付きを特定できない場合（高野豆腐など）や、Codex などの規格として用いられる名称であり、一定の要件を満たせば地域に関係なくその名称を使える場合などは、普通名称となり得ます。なお、農林水産物等の生産地の範囲に争いがある名称であっても、当該生産地に地理的限定があることが明らかな場合は、普通名称に含まれないと判断されます。



※ 登録の対象となるかは、具体的な申請内容を踏まえ、審査されることとなる。

（４）品種名と同一の名称ではないこと

品種の名称が広く農林水産物等の名称として使用されている場合も、特定の地域との結び付きを説明できないので登録できません。しかし、品種や系統の名称であっても、その名称が既に特定の地域で定着している農林水産物等の名称に由来するものであり、当該地域でのみ生産され地域外に広まっていない場合は登録の可能性があります。

（５）申請製品の名称と同一又は類似の商標が登録されていないこと

申請製品の名称と同一又は類似の商標が登録されている場合、商標権者（当該商標の専用使用権者を含む）から GI 登録をすることについての承諾を得る必要があります。なお、審査中の出願商標がある場合には、当該出願商標の登録の可否が明らかになるまで、承諾の必要性について審査を留保し、その他の審査手続及び公示手続を進めるものとします。

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：〇〇県△△市及び〇〇県□□市××町

★ 記載ルール

- (1) 申請書等に記載する際は、生産地の範囲が明確になるように可能な限り現在の行政区画名を用いて定めます。過去の行政区画名を用いることも可能ですが、いつ時点の行政区画名であるかがわかるように記載します。

〈旧行政区画を生産地とする場合〉

平成〇〇年〇月〇日における行政区画名としての〇〇県□□市

- (2) 「〇〇市の一部」や「〇〇市及びその周辺」といった指定をする場合等、その記載内容から生産地が明確に特定できないと認められる場合には、生産地の範囲を明確にするため、位置関係を示す地図等を添付します。

〈申請農林水産物等の水揚げ地を生産地とする場合〉

〇〇県△△市□□港

〈申請農林水産物等の漁獲水域を生産地とする場合〉

〇〇県△△市〇〇沖（位置関係は別紙のとおり）

位置関係を示す図面を添付してください。

- (3) 生産地の記載は、添付した地図で示している範囲との対応関係が客観的にわかるように、可能な限り具体的に記載されている必要があります。例えば、「〇〇県〇〇市の一部」でしか生産されない農林水産物等の場合に、「〇〇県の一部」とのみ記載するのは適当ではありません。
- (4) 記載される生産地は、「農林水産物等の特性を付与し、又は、農林水産物等の特性を保持するための行為が行われる」地域である必要があります。
- (5) 名称に含まれている地名と生産地は、必ずしも一致していなくても構いません。例えば、〇〇県△△市××町という地名がある場合に、「××トマト」と町名を冠した名称の農林水産物等が、△△市全体で生産されており、△△市で生産されることで特性が付与される場合等が想定されます。

☆ 解説：生産地の範囲について

- (1) GI 法における「生産」とは、農林水産物等に特性を付与又は保持するために行われる行為のことであり、産品の特性を生み出すことのできる自然条件や人的条件を備えた地域が「生産地」となります。加工品の場合には、産品の特性がどの段階で特性が付与又は保持されるのか（加工方法だけによるものなのか、原材料の特性も関係するのか）によって、生産地の範囲が変わることになります。
- (2) 生産地の範囲が、特性を付与又は保持するために必要十分な範囲となっておらず、過大や過小である場合には、適正な生産地の範囲とは認められません。審査要領別添 4「農林水産物等審査基準」では、「生産地の範囲の審査に当たっては、申請農林水産物等の生産が行われている範囲、特性に結び付く自然的条件を有する地域の範囲、申請農林水産物等の生産業者の所在地の範囲等を総合的に考慮する」とされています。単に申請する生産者団体の管轄区域等を基準に生産地を指定しても必要十分ではない場合もあり得ます。
- (3) 地理的表示は地域の共有財産であり、個々人に独占的・排他的な財産権を付与するものではないため、生産地域内の生産業者は、登録を受けた生産者団体に加入することが可能です。また、新たに生産者団体を立ち上げて、団体の追加申請をし、審査を通過して登録団体になれば GI 名称を使用できます。

5 農林水産物等の特性

- ・「○○りんご」は、他の産地の一般的なりんごと比べて、小さなりんご（「○○りんご」の重量は××から××グラム、直径は××センチメートル以下）であり、・・・。
- ・「○○漬」は、他の産地の一般的な漬物の形状とは異なって、独特な×××××といった形をしており、・・・。

★ 記載ルール

- (1) 特性は客観的なものである必要があります。単に申請者自身が考える特性（主観的なもの）ではなく、科学的データや書籍等の文献、第三者からの評価等に基づく必要があります。申請の際には、特性として記載する事項に関し、差別化された品質等の特徴の裏付けとなる根拠資料を提出してもらうことになります。根拠資料は出来る限り具体的なものであることが望ましいと考えます。主観的や抽象的な表現による特性の記載だけでは、特性を説明したことにはなりません。

〈不適切な記載例〉

- ・「○○りんご」はとても美しく、すばらしいりんごである。
 - ・「○○みかん」は、非常においしいみかんである。
 - ・「○○牛」は、全国的に有名である。
- (2) 生産の方法（その特性を付与・保持するために必要な栽培方法等）や生産実績（栽培に関する歴史や生産量等）等については、基本的に産品の特性の説明とはなりません。これらは、別途、記載する箇所がありますので、特性欄には記載する必要はありません。
- (3) 品質や社会的評価の客観的な裏付けとして、第三者からの評価を示すことは有効な手段です。この場合、当該産品に関する専門知識を有している者からの評価であるなど、他産品と比べた産品の特徴等を客観的に評価してあると考えられるものである必要があります。客観的な評価といえない一個人（レストランのシェフ等）の評価や生産地の地元での評価等のみでは十分でないと判断されます。不特定多数の産地の産品を取り扱う中央卸売市場等による公平な立場での評価や差別化された品質等の特徴が記載された学術論文、文献等の記載等は第三者からの評価の根拠となり得ます。
- (4) 社会的評価として、どのような点が評価されているのかを明記した上で、その外形的表れである同種他産品との市場取引価格の差を記載することもあります。（3）と同様の趣旨で、他産品との差異を公正に判断できる場における取引価格である必要がありますので、可能な限り、中央卸売市場等における価格差について記載するのが適切です（根拠となるデータの提出も求められます）。ただし、単純に価格が高いという数字だけを記述するのでは不十分であり、市場関係者などが当該産品のどのような点を高く評価し（例：品質、通年供給、品質のバラツキの有無など。この高く評価されている部分が特性に当たります。）、高い価格で取引されるという説明が必要です。なお、名称を商標登録していることやテレビ番組等での産品紹介は、名称から産品を特定できるとする根拠にはなりませんが、社会的評価そのものではありません。

- (5) 全国的に同種の産品を生産しているため、他産地の産品との品質面の差異を明確に説明することが難しい場合は、特性を「社会的評価」のみで説明することも可能と考えられます。ただし、この場合も、単に価格差や受賞歴だけではなく、評価を受けるに至った産品の優良な品質や歴史的・文化的背景などの根拠を併せて説明することが求められます。
- (6) 社会通念上、当然そうあるべきである、そうなるようにすべきであると考えられる事項（例：「安全・安心な産品である」、「農薬使用基準を遵守して生産している」といった記載）は、同種の他の産品と比較して差別化された特徴であるとは認められません。

＜その他の記載例＞

＜化学的特性を記載する場合＞

- ・「〇〇りんご」は、他の産地の一般的なりんごと比べて、糖度は約××度高く（「〇〇りんご」の糖度は××度）、・・・。
- ・「〇〇牛」は、他の産地の一般的な牛肉と比べて、うまみの成分となるイノシン酸（「〇〇牛」のイノシン酸含有量は×××）を多く含み、・・・。
- ・「〇〇味噌」は、他の産地の一般的な味噌と比べて、各種アミノ酸（必須アミノ酸である××等を含んでいる。）を多く含み（「〇〇味噌」のアミノ酸含有量は××）、・・・。

＜化学的な特性と官能的な特性を合わせて記載する場合＞

「〇〇みかん」は、他の産地の一般的なミカンと比べて、糖度は約2～3度高く（「〇〇みかん」の糖度は××度以上）、酸味は少ない（「〇〇みかん」の酸度（クエン酸）は××%以下）、甘みと香りが強く、食味の良いミカンである。

＜社会的評価を記載する場合＞

「〇〇りんご」は、その大きさや食味の良さ、見た目の美しさなどが市場において高く評価されており、中央卸売市場で取り扱われる同種の産品と比べ、2～3割高値で取引されている。

☆ 解説：産品の特性について

GI 制度における「特性」とは、「品質、社会的評価など他の同種の産品と比較して差別化できる特徴」です。申請にあたっては、産品の特性を明確に定義し、具体的かつ客観的に文章で表現することが求められます。抽象的表現（「おいしい」、「すばらしい」、「美しい」）だけではなく、科学的データや書籍等の文献、市場関係者の評価等に基づいた説明が必要です。

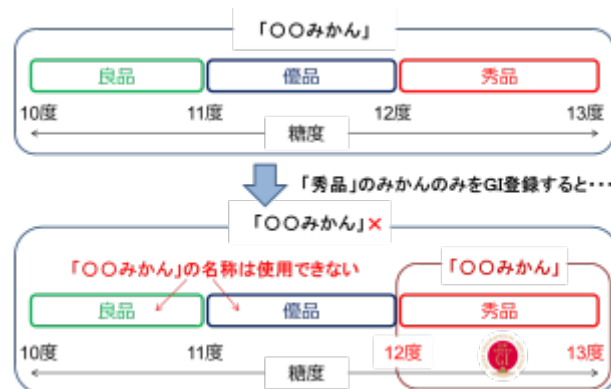
地理的表示に登録される産品とは、その名称で差別化され、流通されてきた産品ですので、必ずこうした特性を持つと考えられます。しかしながら、これまでの審査において、生産業者が自らの生産している産品の特性を十分に認識していない場合が多く見られます。例えば、その地域では当たり前が存在する産品であることから、何ら特性がないと思い込んだり、同一産品の中でも特別に選りすぐられた優品でなければ特性がないと思い込んでしまったりする場合があります。生産地の自然条件や栽培方法、収穫方法などにより、色や大きさ、見た目の美しさなどの外観や、糖度・酸度、食味等が他産地のものと異なることを客観的に説明できる場合は、差別化された特徴を持つといえます。

品質面で注意すべきなのは、上位品質のものに限る必要はないことです。よくある誤解として、ある産品が「秀」、「優」、「良」がある場合、「秀」や「優」しか地理的表示を名乗れないと思われるケースが多いのですが、特性は出荷基準とは別であり、「規格外」まで含めることも可能です。

<注意点>

GI 制度においては、産品が既にその名称である程度認識されていることが前提であるため、産品の申請に当たって、その名称が使用されている上位品質のものに絞り込むことは本旨ではありません（登録が認められない場合もあります。）。

その上で、あえて上位品質のものだけに絞ることで申請する場合、地理的表示に登録された後は、基準に満たない品質のものに GI 登録名称と同一又は類似の名称を名乗れなくなり、「〇〇りんごジュース」等の加工品についても、上位品質のものを原料としたもの以外は名称を使うことができなくなりますので注意が必要です（このような事態を避けるため、例えば、生果としての「〇〇りんご」の品質基準だけでなく、加工品原材料用の基準をあわせて申請書に記載することにより、加工品についても「〇〇りんごジュース」など当該産品の名称を使用することが可能です。）。



社会的評価を特性とする場合、中央卸売市場等における同種他産品との市場取引価格の差や、全国的な品評会等における受賞歴などを用いることが考えられますが、その場合には、何が評価され価格差や受賞歴につながったのかといった、評価を受けるに至った産品の優良な品質や歴史的・文化的な根拠をあわせて説明することが求められます。

参考：黒毛和種の牛肉の社会的評価についての基準（審査要領別添 4 別紙 1）

社会的評価に基づく黒毛和牛のGI登録基準

○ 以下の 1 ～ 3 までの全ての要件を満たす場合、社会的評価を特性としてGI登録が可能。

1. 産地銘柄として評価されていること

①または②にあてはまる場合、社会的評価があると判断。

- ① 戦前からの伝統的な牛肉の産地として歴史的・文化的な評価がある。
- ② 全国的な枝肉共進会などで、複数回の受賞歴がある。
（個社・個人ではなく、地域・団体として取り組んだ結果である必要）

2. 地域・団体としての取組であること

飼養管理や生産技術向上などに、個社・個人ではなく、地域・団体として取り組んでいること。

3. 継続的な取組であること

上記 2 の取組が継続的に行われていること。

※ 基準の詳細については、審査要領別添 4 農林水産物等審査基準 別紙 1「黒毛和種の牛肉の社会的評価についての基準」として公表

6 農林水産物等の生産の方法

〈記載例：果樹〉

「〇〇みかん」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 品種

品種「A」を用いる。

(2) 栽培の方法

生産地（〇〇市）内において、屋根かけハウスにおいて栽培する。

収穫前に水切りを行う。

(3) 出荷規格

糖度〇〇度以上。

(4) 最終製品としての形態

「〇〇みかん」の最終製品としての形態は、青果（ミカン）である。

〈記載例：牛肉〉

「△△牛」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 品種

黒毛和種であり、全国和牛登録協会発行の子牛登記証明書またはこれに準ずる証明書を有するもの。

(2) 生産地における飼養期間及び最終飼養地

生産地（〇〇県△△市）における飼養期間が最長かつ最終飼養地であること。

(3) 飼養管理

△△牛飼養管理基準（※別紙を添付）に基づく飼養管理を行う。

(4) 枝肉基準

公益社団法人日本食肉格付協会の定める肉質等級が「4」以上で、歩留等級が「A」であるもの。

(5) 最終製品としての形態

△△牛の最終製品としての形態は、牛肉である。

〈記載例：水産物〉

「□□鯛」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 漁獲対象種

真鯛とする。

(2) 漁獲方法

一本釣り漁法とする。

(3) 鮮度保持法

釣り上げた魚は、直ちに活け締めし、氷詰めする。

(4) 水揚げ港

〇〇県△△市□□港とする。

(5) 最終製品としての形態

「□□鯛」の最終製品としての形態は、鮮魚（真鯛）である。

〈記載例：加工品〉

「◇◇味噌」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 原料

原料は、大豆、米及び食塩である。

(2) 原料の配合割合

麴の割合は××割から～〇〇割とする。

原料の配合割合は、大豆 1 に対し、概ね米〇、食塩△、水□とする。

(3) 原料の処理

ア 大豆 浸漬後、煮熟する。

イ 米 米処理として、洗浄、浸漬後、蒸煮を行い、米麴を作る。

(4) 仕込み

煮た大豆、米麴、食塩及び水を混ぜ、仕込みを行う。

(5) 発酵・熟成

発酵・熟成期間は、××か月から××か月とする。

(6) 最終製品としての形態

「◇◇味噌」の最終製品としての形態は、味噌（加工品）である。

★ 記載ルール

（１） 特性の付与・保持に関係する行程を記載すること

申請書には、産品の特性の付与・保持に必要な行程だけを記載するようにしてください。実際には出荷規格を設けて選別をしていたとしても、当該行為が特性の付与・保持に関係していない場合は、GI 制度における生産の方法には該当しません。また、出荷規格の一部のみが特性の付与・保持に関係している場合には、当該部分のみを記載すればよく、出荷規格の全てを記載する必要はございません。なお、申請団体の構成員のうち、一部の生産業者のみが行っているような内容とならないよう注意してください。

（２） 商品名等を記載しないこと

生産に用いる肥料や資材等について、個別のメーカー名や商品名（商標名）を記載するのではなく、一般的な名称を記載してください。個別メーカーの商品が特性の付与・保持に関係しているのであれば記載することは可能ですが、そうでない場合、独占禁止法に抵触する恐れがあります。なお、当該商品の販売が停止され、代替可能な商品がない場合には、産品の特性が失われることとなり、登録は取り消されます。

（３） 特定の企業、団体、個人の施設等を記載しないこと

特性の付与・保持をするためには、他に代替手段が想定できず、かつ、生産者団体が追加されることになった場合に当該団体も使用できることが保証されている場合等を除き、特定の企業、団体や個人の施設の使用等を生産の方法として記載することは認められません。このような特定の企業、団体や個人の施設の使用等と結び付いている特性は、そもそも生産地と結び付いた特性とは認められない場合があります。

（４） 具体的な規格・基準であること

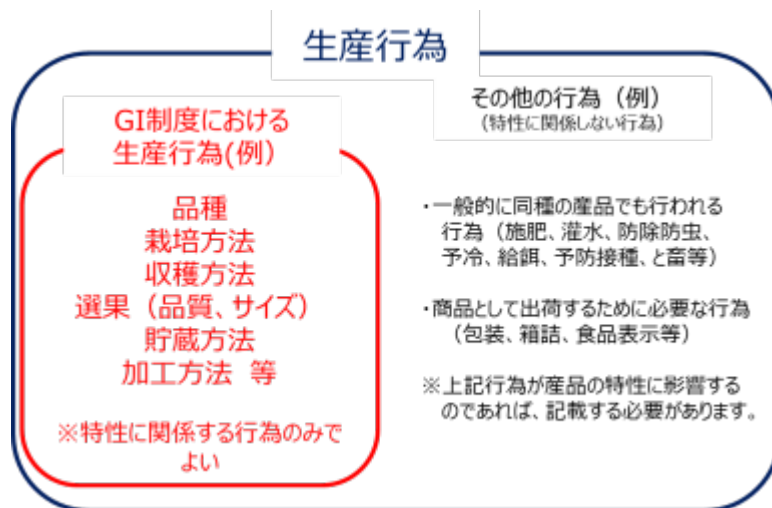
「生産者団体が定める出荷規格」等の記載は認められません。記載できるのは、地域の共有財産としての当該産品の具体的な規格・基準であるべきであり、団体が定める出荷規格という抽象的な記載は適当ではありません。ただし、各生産者団体の明細書において、申請書記載の生産方法より高い基準を定めることは可能です。また、自治体等が定めた規格など、共有の規格と考えられるものを申請書に規格・基準として記載することは可能です。

（５） 事後的・客観的に確認可能な内容であること

生産業者が実施したか否かが事後的・客観的に確認できないような表現は、可能な限り避けてください。例えば、「細心の注意を払って収穫する」等の表現は、生産業者の主観に左右され、生産者団体が事後的に確認するのは困難です。そのような場合は、何のために「細心の注意を払う」必要があったのかを考え、例えば、葉の欠損について基準があるような産品の場合、「葉が折れないように収穫する」等の具体的な表現に変更できないかを検討してください。

☆ 解説：生産方法について

GI 制度において「生産」とは、農林水産物等が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、農林水産物等に特性を付与又は保持するために行われる行為をいうと定義されています（GI 法第 2 条第 4 項）。このため、特性に直接関係しない行為は、申請書に記載する必要はありません。例えば、栽培方法によって産品に「特性」が付与されるのであれば、選果基準や出荷方法について記載する必要はありませんし、栽培方法についても、施肥や灌水、防除防虫などが一般的な方法であれば記載する必要はありません。



なお、申請書に書いた内容は一般に公開されますので、営業秘密や公開したくないノウハウが含まれる場合は、例えば、「独自の方法で交配」する等の内容を具体的に示さない方法をとるなど、その取扱を慎重に検討するようにしてください。

＜注意点＞ 生産者団体や地域で管理している秘密のノウハウの扱いについて

GI 産品の特性が、例えば、授粉の方法、餌の調合など独自のノウハウに由来する場合も多く見られます。この場合、申請書で秘密情報を詳細に記述すれば、地域のノウハウが流出することになりかねません。この場合は、秘密情報として管理する部分については抽象的に書くなど、ノウハウの管理に留意した記述にすることがお勧めです。ただし、この場合であっても、新規に団体に加入した者などには、そのノウハウを共有する必要があることに留意してください。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

〈記載例〉

〈果樹の場合〉

- ・「〇〇〇〇」の生産地である☆☆市は、△△山と□□山に囲まれた山間地にあり、日中と夜間には大きな気温差がある（別紙（略）のとおり）。また、その土壌は、火山灰土壌となっており、水はけがよい。……これらの自然的条件を備えた生産地（☆☆市）において「〇〇〇〇」を栽培することにより、「〇〇〇〇」の他の産地の一般的な××と比べて、糖度が高い、酸味が少ないといった特性が生まれる。
- ・「〇〇みかん」で用いられる品種「A」は、生産地である〇〇市の在来品種であり、約×××年前から栽培が開始され、約××年前に「A」と名づけられた。「〇〇みかん」の甘みと香りが強いという特性は、品種「A」によるところが大きい。

〈牛肉の場合〉

「△△牛」の生産の方法である肥育方法と枝肉基準は、申請者が立ち上げた「××牛協議会」（構成員は「△△牛」の生産業者や流通事業者等）において、昭和××年に決定され、以後、その基準を満たしたものを「△△牛」として流通販売させていた。

この肥育方法と枝肉基準に基づき、産地が一丸となって飼養管理、品質保持の取組を継続してきた結果、「△△牛」は、全国〇〇枝肉共進会において昭和〇〇年から現在までに通算〇度の農林水産大臣賞を受賞し、銘柄牛肉として全国的な知名度を獲得したのである。

〈水産物の場合〉

「□□鯛」の漁場となる〇〇県△△市□□沖は、□□とその対岸にある△△島の間にある海峡で□□港からわずか〇km 沖の距離にある。また、岩盤質の海底によりホンダワラなどの豊かな藻場が大規模に形成されている。潮通しの良い海峡であることと鯛類の生息に適した藻場が形成されていることにより、古くから大型の真鯛が数多く釣れる全国でも指折りの漁場となっている。また、漁場から漁港までの距離が近いので、釣り上げてから直ぐに漁港に持ち込むことが可能である。さらに漁業者は鮮度の良さを競い、釣り上げて直ぐに活け締めし、氷詰めを行う鮮度管理を徹底してきた。「□□鯛」の特性である型の良さや鮮度の良さ、そして身の締まりは、真鯛の漁場として優れた□□沖の自然環境と、□□漁港からの漁場の近さといった地理的条件、そして漁業者の徹底した鮮度管理により生まれるものである。

〈加工品の場合〉

「◇◇味噌」は、1×××年（□□時代）、当時の△△藩（現在の〇〇県）で、その生産が開始された。当時の「◇◇味噌」の製法は、他の藩の味噌とは異なり、原料配合割合が××××、発酵・熟成期間が××か月であった。「◇◇味噌」の生産の方法のうち、原料配合割合及び発酵・熟成期間は、「◇◇味噌」発祥当時のものと同じであり、これらの生産の方法を用いることで「◇◇味噌」の豊富な栄養素を生産する酵母が多く含まれる等の特性が生まれる。

★ 記載ルール

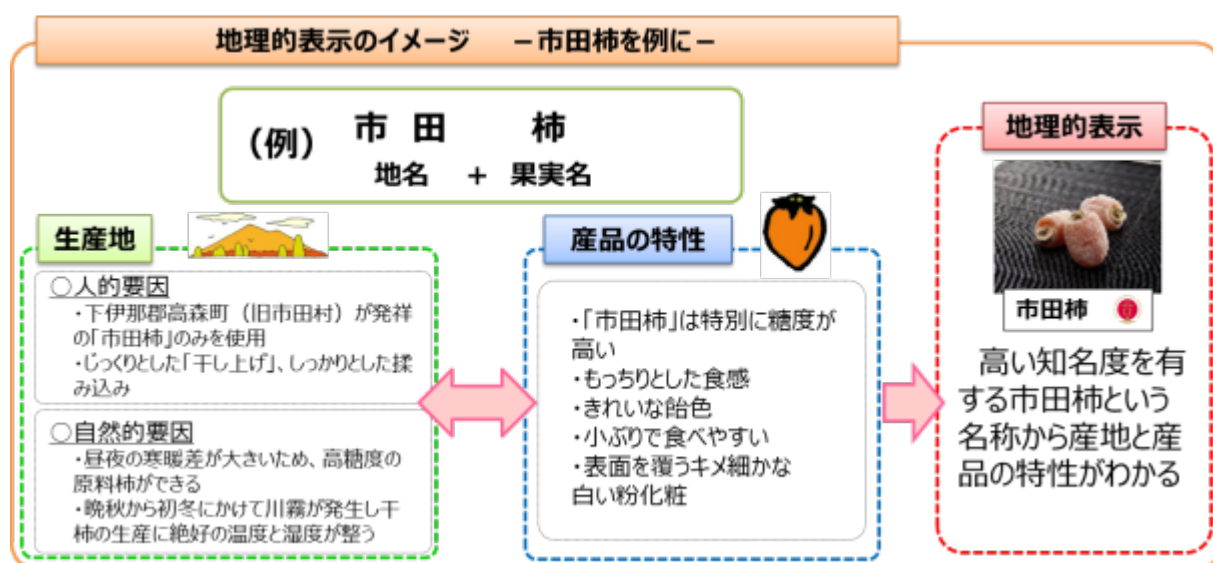
- (1) 「5 農林水産物等の特性」に記載した製品の特性と生産地がどのように結びついているのかを記載してください。生産地との結びつきであり、個人や特定の団体との結びつきではないことに注意が必要です。
- (2) 製品と特性の結びつきは、気候や土壌等の自然的要素のみならず、地域の伝統的な製法を使用していること等の人為的要素も考えられます。生産地の自然的要素が製品の特性にどのように影響するのか、また、人為的要素としては、「6 農林水産物等の生産の方法」に記載した生産方法が、生産地においてどのように育まれてきたのか等について記載してください。

☆ 解説：製品の特性と生産地の結び付きについて

地理的表示に登録されるためには、その地域で生産するからこそ製品の特性が付与・維持されるという、特性と地域の結び付きが必要になります。

例えば、北アルプスの豪雪地帯で、マイナス 20℃以下にもなる厳しい冬の寒さを利用して干し上げることで独特の品質に仕上がる「奥飛騨山之村寒干し大根」のように、地域の気候や土壌などの自然条件によって特性が獲得される製品が考えられます。また、生産地との結び付きは、気候や土壌等の自然的要素のみならず、地域独自の品種（系統）を守り続け、他地域に流出しないように管理していた「山内かぶら」や、短時間で小鯛の鮮度を失わないまま処理するという、地域の生産業者に伝統的に受け継がれてきた熟練した手法により特性が生まれる「若狭小浜小鯛ささ漬」のように、地域の伝統的な製法を使用していること等の人為的要素も考えられます。

社会的評価を特性とする場合、評価を受けるに至った製品の優良な品質や歴史的・文化的な背景をどのように育んできたのか等、地域としての取組内容を記載してください。



8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

〈記載例〉

「〇〇りんご」は、昭和××年に、その生産を開始し、現在に至るまで、合計××年間、その生産を継続している。

★ 記載ルール

（１） 生産の中断期間がある場合

生産を中断していた期間がある場合には、生産の開始時期、生産期間の合計に加えて、生産の中断時期及び中断期間の合計を記載してください。

〈記載例〉

「〇〇」は、大正××年に、その生産を開始し、昭和××年まで、生産を継続したが、同年に生産を中断した。その後、××年間の中断期間を経て、平成××年に生産を再開し、現在まで、その生産を継続している。「〇〇」の生産期間は、中断期間を除いて、合計××年間である。

（２） 発祥、来歴も含めて記載する場合

生産の開始時期及び生産期間の合計に加えて、申請製品の発祥や来歴等を記載することもできます。

〈記載例〉

郷土史「△△」によると、平安時代×××年に、〇〇地域で、△△の栽培・加工が行われるようになった。その後、明治××年に、ＸＸやＹＹらにより、△△の栽培・加工について研究が開始され、その結果、高品質な△△が生まれ、「〇〇△△」と名付けられた。昭和××年に、「〇〇△△協議会」が設立され、ブランド管理に取り組み、現在に至るまで、その生産を継続している。

☆ 解説：生産実績について

産品の特性が「確立している」といえるためには、消費者などの実需者が、その産品が地域と結び付いた特性を持つと認識している必要があります。この判断基準の一つとして、単に、地域における産品の生産実績ではなく、産品が特性を有した状態で概ね 25 年間生産された実績を求めています。

連続した 25 年間である必要はありませんが（中断があっても合計 25 年あれば良い）、途中で品質基準の緩和など産品の定義を変更した場合は、それまで当該名称を名乗れなかった品質のものが新たに含まれることとなるため、同じ特性を有した状態であるとはいえません。このため、定義を変更した時点から、新たに 25 年間の生産実績が必要になります。なお、単に品質基準を厳格化した場合は、この限りではありません。

